

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	明石市 重度障害者医療費助成事務に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、重度障害者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和7年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例に基づき、受給者の資格管理、医療費の助成等を行う事務である。番号法においては、独自利用事務の情報連携に該当し、明石市個人番号の利用に関する条例の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ・明石市重度障害者医療費の助成に関する条例による受給者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・明石市重度障害者医療費の助成に関する条例による受給者証、受給者資格証明書に関する事務 ・明石市重度障害者医療費の助成に関する条例による医療費助成費の支給に関する事務 ＜Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	・MISALIO福祉医療費助成システム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・共通宛名システム ・中間サーバー ・住民基本台帳ネットワークシステム ・Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
重度障害者医療資格台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・明石市個人番号の利用に関する条例別表第1－3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報提供…行わない 情報照会…番号法第19条第9号、明石市個人番号の利用に関する条例別表第1－3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	明石市福祉局生活支援室障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市福祉局生活支援室障害福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-1344
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請受理後、書類は規定場所に保管し、決裁後に確実の簿冊に綴じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当事務に応じてシステム用IDを発行、アクセス権限を付与しており、権限のない職員が利用できないよう対応している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部障害福祉課	福祉局生活支援室障害福祉課	事後	
平成29年5月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	瀧 浩人	中田 章雄	事後	
平成29年5月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター	明石市政策局市民相談室行政情報センター	事後	
平成29年5月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	明石市福祉部障害福祉課	明石市福祉局生活支援室障害福祉課	事後	
令和1年6月7日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	中田 章雄	室長兼課長	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分である	事後	
令和4年5月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・MISALIO福祉医療費助成システム ・共通連携システム ・統合宛名システム ・共通宛名システム ・中間サーバー ・住民基本台帳ネットワークシステム	・MISALIO福祉医療費助成システム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・共通宛名システム ・中間サーバー ・住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和4年5月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供…行わない 情報照会…番号法第19条第8号、明石市個人番号の利用に関する条例別表第1ー4	情報提供…行わない 情報照会…番号法第19条第9号、明石市個人番号の利用に関する条例別表第1ー4	事前	
令和4年5月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	室長兼課長	課長	事後	
令和4年5月13日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和4年5月13日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和6年11月29日	II しきい値判断項目 1 対象者数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事前	
令和6年11月29日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事前	
令和6年11月29日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である 判断の根拠:申請受理後、書類は規定場所に保管し、決裁後に確実の簿冊に綴じている。	事前	
令和6年11月29日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 判断の根拠:担当事務に応じてシステム用IDを発行、アクセス権限を付与しており、権限のない職員が利用できないよう対応している。	事前	
令和7年9月11日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例に基づき、受給者の資格管理、医療費の助成等を行う事務である。番号法においては、独自利用事務の情報連携に該当し、明石市個人番号の利用に関する条例の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 明石市重度障害者医療費の助成に関する条例による受給者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・明石市重度障害者医療費の助成に関する条例による受給者証、受給者資格証明書に関する事務 ・明石市重度障害者医療費の助成に関する条例による医療費助成費の支給に関する事務	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例に基づき、受給者の資格管理、医療費の助成等を行う事務である。番号法においては、独自利用事務の情報連携に該当し、明石市個人番号の利用に関する条例の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ・明石市重度障害者医療費の助成に関する条例による受給者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・明石市重度障害者医療費の助成に関する条例による受給者証、受給者資格証明書に関する事務 ・明石市重度障害者医療費の助成に関する条例による医療費助成費の支給に関する事務 ＜Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年9月11日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・MISALIO福祉医療費助成システム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・共通宛名システム ・中間サーバー ・住民基本台帳ネットワークシステム	・MISALIO福祉医療費助成システム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・共通宛名システム ・中間サーバー ・住民基本台帳ネットワークシステム ・Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和7年9月11日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・明石市個人番号の利用に関する条例別表第1-4	・番号法第9条第2項 ・明石市個人番号の利用に関する条例別表第1-3	事後	
令和7年9月11日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供…行わない 情報照会…番号法第19条第9号、明石市個人番号の利用に関する条例別表第1-4	情報提供…行わない 情報照会…番号法第19条第9号、明石市個人番号の利用に関する条例別表第1-3	事後	